

吉野川市「おえクーポン」券を市民の皆さんにお配りしています

8月中旬から順次、世帯主あてに世帯全員分のクーポン券を簡易書留で郵送していますが、郵便の都合上発送から到着まで1カ月程度かかる場合があります。9月末までにクーポン券が届いていない場合は、商工観光課（東館1階）までご連絡ください。

●対象者 ・基準日（令和2年7月1日）において本市の住民基本台帳に記録されている方
・令和2年7月2日から令和2年12月31日までに生まれた子ども（出生届提出後、別途配布）

※詳細は、広報よしのかわ8月号および市ホームページをご覧ください。

●使用期限 令和3年1月31日(日)

●対象店舗 吉野川市内で事前に登録した店舗や事業所

送付している取扱店舗一覧（令和2年8月12日時点）をご覧ください。今後、新たに登録した店舗や事業所も市ホームページで随時掲載します。

「おえクーポン」をもっとお得に!

下記のお店で「おえクーポン」を利用すると、お得なサービスがあります。ぜひご利用ください。

購入金額3,500円(税込)以上の利用で 10%OFF!	松島呉服店 ☎ 24-2256	トーコー ショッピングセンター ☎ 24-4545	太助 ☎ 22-0190
炙り空間 炎乃華 ☎ 30-3595	トータルファッション フジノ ☎ 24-3118	トーコー アクア店 ☎ 22-1893	豚太郎 鴨島店 ☎ 080-1328-5419
Dining bar Diablo ☎ 36-1239	多田歯科医院 ☎ 24-9222	アクアシティー マルイ ☎ 22-2863	購入金額1,500円(税込)以上の利用で 100円引!
カフェレスト シャイン ☎ 22-0147	野田ハニー食品工業 ☎ 24-8111	アクアシティー 谷眼鏡 ☎ 22-1902	アクアシティー ジュエリーミキ ☎ 22-2816
	まつのした写真館 ☎ 24-5619	あーちゃん ☎ 36-9394	アクアシティー 花あそび ☎ 22-2805
粗品プレゼント!	ドコモショップ鴨島店 ☎ 22-1166	デンキのマスク ☎ 24-2047	フリユ ☎ 090-4332-0524
鴨島飯店 ☎ 24-6710	リコー塗料 ☎ 24-5680	斎藤自動車 ☎ 24-0052	片岡工務店 ☎ 24-2559
カマダデンキ ☎ 24-2400	岸田燃料 ☎ 24-2563	美容室 fan ☎ 080-8638-8788	プティック ナナ ☎ 22-1177
富士メガネ ☎ 24-6662	東京らーめん 時代や ☎ 090-8800-5700	阿波薬匠 青山 ☎ 24-4379	お店独自の特典! 詳しくはお店に 問い合わせください
ミニトマト ☎ 24-1015	きくや菓子舗 ☎ 24-2428	スーパーサブ ☎ 22-1830	

この取り組みは吉野川商工会議所（☎ 24-2274）が行っています。

●問い合わせ 商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

持続化給付金について ～農業者の皆さんも対象です～

対象者

税務申告している方のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、**今年のいずれかの月の事業収入が、昨年申告した年間事業収入を12で割った額(平均月収)の50%以下となった方。**

- ・昨年の事業収入額や所得の要件はありません。
- ・農事組合法人や会社以外の法人も対象です。
- ・昨年赤字申告の方も対象です。

給付額

個人：上限100万円、法人：上限200万円 ※減収の状況に応じ給付金額が決定されます。

申請期限・方法

申請期限 令和3年1月15日(金)

申請方法 電子申請（パソコン・スマートフォンなど）

※自身で電子申請を行うことが困難な方のため、「申請サポート会場」が開設されています。完全予約制となっていますので、事前にWeb予約か電話予約（☎0570-077-866）をし、申請補助シートを作成してください。

「申請サポート会場」

徳島センチュリープラザホテル4階（徳島市南昭和町1-46-1）

※必要書類など詳細については、農林水産省ホームページをご覧ください。



●問い合わせ 農林業振興課 ☎22-2228 FAX22-2237

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請を受け付けています

基本給付

【支給対象者】

市内在住のひとり親世帯等のうち、次の①から③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるひとり親世帯等の方（申請は不要です）
- ②公的年金などの受給により令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した方

【給付額】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

【支給対象者】

基本給付①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が減少した方（生活保護受給者は対象になりません）。

【給付額】 1世帯5万円

●申請期限 令和3年2月26日(金)

●申請場所 子育て支援課（本館1階） ※支所では受け付けていません。

●問い合わせ 子育て支援課 ☎22-2266 FAX22-2245